



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 第 一 実 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 宇 野 一 郎  
(コード番号 8059 東証第1部)  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 長 田 中 誠 一 郎  
(TEL 03-6370-8691)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 94 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として同行動計画の趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	55,432,000 株
併合により減少する株式数	44,345,600 株
併合後の発行済株式総数	11,086,400 株

※「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,195 名（100.00%）	55,432,000 株（100.00%）
5 株未満	190 名（3.66%）	237 株（0.00%）
5 株以上	5,005 名（96.34%）	55,431,763 株（100.00%）

※上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式をご所有の株主様 190 名（所有株式数 237 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、「2. 株式併合」および下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 6,000 万</u> 株とする。	第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,200 万株</u> とする。
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	附則 <u>本定款第 5 条及び第 7 条の規定は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。本附則は平成 29 年 10 月 1 日以降は、これを削除するものとする。</u>

#### (3) 変更の条件

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 今後の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 11 日
定時株主総会決議日 (予定)	平成 29 年 6 月 27 日
単元株式数変更、株式併合および 発行可能株式総数変更の効力発生日 (予定)	平成 29 年 10 月 1 日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

**Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。**

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、5株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

**Q 2. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。**

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て)となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日(予定))前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	600株	6個	なし
例②	1,423株	1個	284株	2個	0.6株
例③	537株	なし	107株	1個	0.4株
例④	3株	なし	なし	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます)が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。また、効力発生前のご所有株式数5株未満の株主様(上記の例④の場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 3. 株式併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。**

すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額およびお手続きについては、平成29年12月にご案内することを予定しております。

**Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。**

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。**

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

次のとおり予定しております。

- ・平成29年6月27日（予定）定時株主総会決議日
- ・平成29年9月26日（予定）1,000株単位での売買最終日
- ・平成29年9月27日（予定）100株単位での売買開始日
- ・平成29年10月1日（予定）単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日
- ・平成29年12月上旬（予定）端数株式処分代金のお支払い

**Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

東京証券代行株式会社 事務センター

電話 0120-49-7009（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

以 上